

産業廃棄物収集運搬業許可業者一覧

※多数あるため、大分県産業資源循環協会のホームページ (http://oita-sanpaikyo.or.jp/) を参照願います。

産業廃棄物処分業(中間処理)許可業者一覧

中間処理業者名	住所	電話番号	処理方法	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラ類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラスくず等	鋳さい	がれき類	動物のふん尿	動物の死体	ばいじん	13号廃棄物	動物系固形		
平山産業株式会社	三光下秣字大源寺平310番地の1	43-5530	破碎						○	○	○	○			○	○									
			選別							○						○	○								
			圧縮														○								
			圧縮・梱包								○	○	○	○											
有限会社恵上商店	大字福島字ヤサプロ1617番地の1	32-8116	圧縮・梱包						○																
			減容							○															
中津ゆうび有限会社	大字植野906番地の1	32-9455	破碎						○	○	○	○			○	○			○						
			選別							○						○	○								
			圧縮・梱包							○	○	○	○												
株式会社松山商会	大分県中津市1572番地	22-2878	汚泥・廃油分離	○	○																				
			発酵		○																				
公益社団法人農業公社やまくに	山国町守実130番地	27-3707	発酵		○																				
有限会社環境リサイクルシステム社	大字田尻2724番地	26-2099	破碎								○	○			○				○						
佐々木工業株式会社	大字植野176番地1	32-8010	加熱再生																	○					
株式会社大洋	本耶馬溪町折元86番地の1	52-2541	破碎																	○					

産業廃棄物処分業(最終処分)許可業者

最終処分業者名	住所	電話番号	処理方法	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラ類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラスくず等	鋳さい	がれき類	動物のふん尿	動物の死体	ばいじん	13号廃棄物	動物系固形
株式会社大和	大字田尻2500番地の1	33-7177	埋立(管理型)	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○

事業者として出来ること

- 小売店では
 - ・簡易包装の推進
 - ・リユース容器の販売
 - ・減量容器や詰替容器の販売
 - ・食品トレーなしの販売や量り売り販売
 - ・マイボトルやマイ容器の利用推進
- 食品廃棄物
 - ・計画的な仕入調整
 - ・賞味期限が迫った商品の値下げ販売や加工販売
 - ・フードバンクの活用
 - ・食品リサイクル処理(問い合わせ先 フードバンクおおいた ☎097-558-3373)

組織で分別の徹底・減量計画 一人ひとりが心がけて実践しよう!

■体制づくり

責任者の責任や、部署ごとの推薦者を決め組織内の体制を整えましょう。

■現状把握

現状のごみの量と種類を把握。問題点を洗い出しましょう。

■減量計画

現状把握を基に、分別やごみの減量がどうすればできるか計画をたてましょう。

■実行

各部署において、一人ひとりがごみについて意識して分別や減量に取り組みましょう。全員参加!

事業者系ごみ
簡単な分別ガイドブック
2023



「環境共生都市なかつ」をめざそう!

中津市 清掃管理課

- 事業者系ごみ：事業活動に伴って生じた廃棄物のこと。
- 事業活動：店舗、会社、工場、事務所など営利を目的とする活動だけでなく、病院、学校、官公庁、寺社、公共サービス等の活動も含まれます。また、事業者には、法人だけでなく、個人事業主も含まれます。

事業者系ごみ

産業廃棄物

法律その他政令で定められた廃棄物(廃棄物20種類)

事業者系一般廃棄物

上記の産業廃棄物以外の廃棄物

事業者は責任を持って適正に分別処理をしましょう。

産業廃棄物の種類

あらゆる事業活動に伴う産業廃棄物

- ①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ
- ⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず ⑧金属くず
- ⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- ⑩鉱さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん

特定の事業活動等に伴う産業廃棄物

- ⑬紙くず（建設業、出版業、製本業、印刷加工業、パルプ製造業など）
- ⑭木くず（建設業、木材木製品製造業、木材卸売業、パルプ製造業など）
- ⑮繊維くず（建設業、衣服その他の繊維製品製造業以外の繊維工業など）
- ⑯動植物性残さ（食料品、医薬品、香料製造業） ⑰動物系固形不要物（と畜、食鳥処理場）
- ⑱動物のふん尿（畜産農業（ブリーダー含む）） ⑲動物の死体（畜産業（ブリーダー含む））

⑳産業廃棄物処理物

①から⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもの

産業廃棄物

※処理については、マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付や書面による契約等が必要です。
 ※くわしい分別やリサイクルの方法について、処理業者と事前に確認をしましょう。

廃プラスチック類(例)

- 質がプラスチックのものはすべて廃プラスチック！
- 合成繊維製品・くず ●合成ゴム製品・くず など



ガラス陶磁器類(例)



金属くず(例)



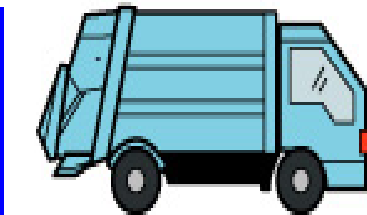
運び方

直接搬入するか、産業廃棄物の収集運搬許可業者へ委託してください。

自ら運搬



許可業者へ



持っていく先

➡ 産業廃棄物の処分許可業者へ

【許可業者についてのお問合せ先】

- ①大分県産業資源循環協会 (☎097-503-0350)
<http://oita-sanpaikyo.or.jp/>
- ②大分県北部保健所衛生課 (☎0979-22-2210)



注意！

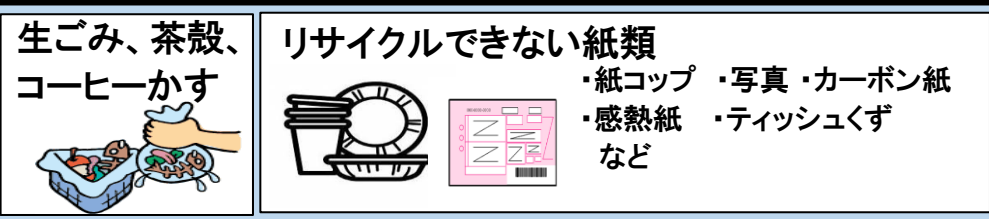
※産業廃棄物は、中津市クリーンプラザに搬入が出来ません。
 ※事業所等から生じる廃プラスチック類やびん・缶・ペットボトル等は、少量でも産業廃棄物に該当します。分別を徹底し、産業廃棄物として

事業系一般廃棄物

※中津市クリーンプラザ 又は 一般廃棄物処分業許可業者で処分が可能です。

リサイクルできないもの(可燃ごみ)

中津市クリーンプラザに持込みが可能です。



リサイクルできる紙類

一般廃棄物処分業許可業者へ持込みしてください。



剪定枝木・竹・草類(事業者の方)

一般廃棄物処分業許可業者へ持込みしてください。



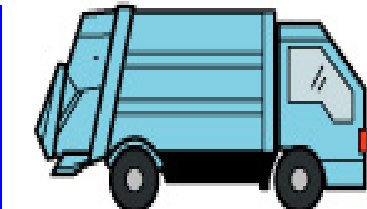
運び方

直接搬入するか、一般廃棄物の収集運搬許可業者へ委託してください。

自ら運搬



許可業者へ



持っていく先

可燃ごみ

中津市クリーンプラザへの持込みが可能



※事業系の「ごみ搬入料金」が発生します

紙類

一般廃棄物処分業許可業者への持込み

- 平山産業 ☎43-5530 ☎43-5570
- 恵上商店 ☎32-8116
- 中津ゆうび ☎32-9455

枝木・草類

一般廃棄物処分業許可業者への持込み

- 平山産業 ☎43-5530 ☎43-5570
- 中津ゆうび ☎32-9455